

(別添)

## 前回検討会後の活動

### 留意事項(検討会委員の指摘事項)

ユーザーである事業者にとって、理解しやすく、使いやすいものになっているかという観点から、見直しを行うこと。

「緊急時対応能力の評価」と「訓練自体の評価」の両方を対象としている。

両者は、評価において観点が異なることから、区別して記載しておくこと。

重要なのは、「緊急時対応能力の評価」のほうである。

緊急時対応能力について明確にすべき。

緊急時対応能力が発揮されるためには、

体制、計画、必要な資機材の準備など、人(要員)が行動するための環境条件が整っていること

その環境下で、人(要員)が、やるべきことを、きちんとできること

という、2つの能力が必要である。何を能力と考えるかを明記する必要がある。

防災体制における訓練の位置づけを明示しておく。

対応要員に求められる知識、技能等は、(事前の教育により)付与されていることを前提として、訓練を行うものである。教育は、訓練のためのベース・前提として位置づける。

本ガイドラインは、「原子力防災訓練」についてのガイドである。

### 作業会の開催

回	日時	参加委員	状況
第1回	H24.10.23 13:30～17:00	高橋委員、岩崎委員、佐藤委員 河井、高井	課題整理・確認 構成の検討
第2回	H24.11.19 13:30～17:00	高橋委員、佐藤委員、 河井、高井	構成の確認 見直し版のレビュー
	H24.12.13 13:30～16:30	三島副主査、岩崎委員 高井	最終案のレビュー
第3回	H24.12.17 13:30～17:15	野村主査、高橋委員、西岡委員 河井、高井	最終案のレビュー

以上